

令和6年草加市議会2月定例会 提出議案及び報告の概要

議案数

補正予算	6件
当初予算	10件
条例	12件
契約	2件
その他	1件
人事	1件
計	32件

報告数

事業計画	3件
計	3件

令和6年2月



議案の概要

補正
予算

第1号議案 令和5年度草加市一般会計補正予算（第10号）

補正前の歳入・歳出予算額 94,697,304千円

歳入・歳出補正予算額 739,932千円

補正後の歳入・歳出予算額 95,437,236千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。 (千円)

款	補正額	主な内容	
14 国庫支出金	739,932	①重点支援地方交付金(福祉政策課)	739,932
合計	739,932		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
9 臨時給付費	739,932	・住民税均等割のみ課税世帯給付金等給付事業[福祉政策課]	①	739,932
合計	739,932			

第2号議案 令和5年度草加市一般会計補正予算（第11号）

補正前の歳入・歳出予算額	95,437,236千円
歳入・歳出補正予算額	△ 1,300,849千円
補正後の歳入・歳出予算額	94,136,387千円

補正予算の主な内容

歳入	補正額	主な内容	(千円)
9 地方特例交付金	9,513	・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	9,513
10 地方交付税	451,411	・普通交付税	451,411
14 国庫支出金	83,436	①障害者介護給付費・訓練等給付費負担金(国費分)	113,483
		②障害者自立支援医療費負担金(国費分)	△ 24,913
		③児童扶養手当負担金	△ 19,209
		④障害児入所給付費等負担金(障がい福祉課)(国費分)	△ 4,707
		⑤児童手当国庫負担金	△ 83,518
		⑥生活保護費等負担金	292,428
		⑦学校施設環境改善交付金	△ 29,044
		⑧重層的支援体制整備事業交付金(障がい福祉課)(国費分)	1,272
		⑨保育対策総合支援事業費補助金	△ 14,582
		⑩子どものための教育・保育給付交付金(国費分)	△ 74,205
		⑪子ども・子育て支援交付金(保育課)	△ 1,661
		⑫子育てのための施設等利用給付交付金(国費分)	△ 58,254
		⑬道路メンテナンス事業補助金	△ 13,654

※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものの。

款	補正額	主な内容
15 県支出金	△ 78,853	⑭障害者介護給付費・訓練等給付費負担金(県費分) 56,741
		⑮障害者自立支援医療費負担金(県費分) △ 12,456
		⑯障害児入所給付費等負担金(障がい福祉課)(県費分) △ 2,353
		⑰児童手当県負担金 △ 15,611
		⑱重度心身障害者医療費支給事業補助金 △ 22,784
		⑲重層的支援体制整備事業交付金(障がい福祉課)(県費分) 636
		⑳教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金 △ 6,584
		㉑子育てのための施設等利用給付交付金(県費分) △ 29,127
		㉒実費徴収に係る補足給付事業費補助金 △ 1,661
		㉓熱中症対策事業補助金 △ 6,494
		㉔保育環境向上等事業補助金 △ 8,088
17 寄附金	1,265	㉖被災者支援基金寄附金 166
		㉗企業版ふるさと納税寄附金 1,099
18 繰入金	△ 1,167,740	・財政調整基金繰入金 △ 1,021,803
		㉘公共施設整備基金繰入金 △ 145,937
20 諸収入	37,019	㉙後期高齢者医療広域連合受託事業収入 △ 9,061
		・草加八潮消防組合負担金返還金(令和4年度分)(危機管理課) 46,080

【次ページに続きます。】

款	補正額	主な内容	
21 市債	△ 636,900	⑩公有財産管理事業債	△ 22,400
		⑪スポーツ施設整備事業債	△ 408,600
		⑫道路整備事業債	△ 49,500
		⑬橋りょう整備事業債	△ 50,300
		⑭排水路整備事業債	△ 54,000
		⑮排水施設整備事業債	△ 11,000
		⑯今様・草加宿道路整備事業債	△ 41,100
合計	△ 1,300,849		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	△ 695,740	・公有財産管理事業[資産活用課]	⑳㉑	△ 54,000
		・本庁舎建設事業[庁舎建設室]		△ 36,958
		・バス路線網整備推進事業[交通対策課]		△ 14,844
		・生活安全推進事業[くらし安全課]		△ 2,021
		・放置自転車等対策推進事業[交通対策課]		△ 14,102
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]	㉒	166
		・スポーツ施設整備事業[スポーツ施設整備室]	㉓㉔ ㉕	△ 573,981

【次ページに続きます。】

款	補正額	主な内容	特定財源	
3 民生費	△ 8,902	・老人施設入所委託事業[長寿支援課]		△ 5,000
		・高年者敬老事業[長寿支援課]		△ 3,360
		・後期高齢者医療広域連合事務事業[保険年金課]	⑳	△ 12,452
		・介護サービス利用者負担額補助事業[介護保険課]		△ 26,000
		・自立地域生活支援事業[障がい福祉課]	⑧⑱	8,543
		・重度心身障害者医療費支給事業[保険年金課]	⑱	△ 38,904
		・自立支援給付事業[障がい福祉課]	①② ④⑭ ⑮⑯	154,028
		・幼稚園就園奨励推進事業[保育課]	⑩⑪ ⑫⑳ ㉑㉒ ㉓	△ 171,489
		・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課]	③	△ 57,626
		・児童手当事業[子育て支援課]	⑤⑰	△ 123,395
		・民間保育推進事業[保育課]	⑨⑩ ㉓㉔ ㉕	△ 168,747
		・放課後児童健全育成事業[子ども育成課]		△ 13,042
		・生活保護関係事業[生活支援課]		41,666
		・生活困窮者自立支援事業[生活支援課]		16,972
・生活保護事業[生活支援課]	⑥	389,904		
4 衛生費	△ 30,220	・新型コロナウイルスワクチン接種事業 [新型コロナウイルス対策課]		0
		・環境衛生事業[くらし安全課]		△ 5,000
		・廃棄物処理事業[廃棄物資源課]		△ 25,220
6 農林水産業費	2,622	・農業用水路維持管理事業[都市農業振興課]		2,622

【次ページに続きます。】

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
7 商工費	△ 10,000	・企業支援・育成事業[産業振興課]		△ 10,000
		・市街地活性化事業[産業振興課](財源振替)	②⑦	0
		・中小企業振興事業[産業振興課](財源振替)	②⑦	0
8 土木費	△ 542,692	・道路整備事業[道路整備課]	③②	△ 142,000
		・橋りょう整備事業[道路整備課]	⑬③③	△ 96,551
		・排水路整備事業[河川課]	③④	△ 65,000
		・排水施設整備事業[河川課]	③⑤	△ 14,100
		・排水施設維持管理事業[河川課]		△ 12,000
		・都市計画マスタープラン推進事業[都市計画課]		△ 4,855
		・稲荷一丁目地区まちづくり推進事業[都市計画課]		△ 6,931
		・新田駅東口土地区画整理事業 [新田駅周辺土地区画整理事務所]		△ 25,900
		・新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 97,000
		・都市計画街路整備事業[道路整備課]		△ 20,155
・今様・草加宿道路整備事業[道路整備課]	③⑥	△ 58,200		
10 教育費	△ 15,917	・奥日光自然の家管理運営事業[学校施設課]		△ 5,549
		・学校施設維持管理事業(中学校)[学校施設課]		△ 2,589
		・情報教育環境整備事業(中学校)[指導課]		△ 7,779
合 計	△ 1,300,849			

【次ページに続きます。】

・継続費の補正

分類	事項(期間)	年割額及び総額	
変更	スポーツ施設整備事業 (市民温水プール建設等工事・監理業務委託) (令和4年度～令和7年度) → (令和4年度～令和5年度)	R4	159,142千円
		R5	71,748千円
		-	-
		-	-
		総額	230,890千円

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業		繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	児童発達支援センター事業	(1)	20,958千円
通常事業 (予算成立後の事由)	新型コロナウイルスワクチン接種事業	(2)	6,262千円
通常事業 (予算成立後の事由)	道路整備事業 (市道2013、2017、20687、20922、31245、31775号線、移設切廻工事費負担金)	(3)	79,280千円
通常事業 (予算成立後の事由)	道路整備事業(用地取得)	(4)	4,000千円
通常事業 (予算成立後の事由)	水辺環境整備事業	(5)	73,390千円
通常事業 (予算成立後の事由)	排水路整備事業	(6)	5,800千円
通常事業 (予算成立後の事由)	新田駅東口土地区画整理事業	(7)	785,042千円
通常事業 (予算成立後の事由)	都市計画街路整備事業	(8)	1,900千円

第3号議案 令和5年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額	191,384千円
歳入・歳出補正予算額	24,240千円
補正後の歳入・歳出予算額	215,624千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
3 繰越金	24,240	繰越金	24,240
合計	24,240		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	
1 事業費	24,240	アコス地下駐車場事業費	24,240
合計	24,240		

・継続費の補正

分類	事項（期間）	年割額及び総額	
変更（既設定分）	・シティパーキングアコス維持管理事業 （アコス地下駐車場受変電設備等改修工事・監理業務委託） （令和5年度～令和6年度）	R5	120,375千円
		R6	81,675千円
		総額	202,050千円

第4号議案 令和5年度草加都市計画事業新田駅土地区画整理事業特別会計 補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額 1,762,297千円

歳入・歳出補正予算額 △ 327,000千円

補正後の歳入・歳出予算額 1,435,297千円

補正予算の主な内容

歳入

(千円)

款	補正額	主な内容	
5 繰入金	△ 97,000	・一般会計繰入金	△ 97,000
8 市債	△ 230,000	・土地区画整理事業債	△ 230,000
合計	△ 327,000		

歳出

(千円)

款	補正額	主な内容	
2 事業費	△ 327,000	・事業推進関連事業	△ 22,000
		・公共施設整備等関連事業	△ 305,000
合計	△ 327,000		

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	公共施設整備等関連事業(工事請負費、補償、補填及び賠償金)	517,455千円

第5号議案 令和5年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正前の歳入・歳出予算額 22,869,886千円

歳入・歳出補正予算額 148,841千円

補正後の歳入・歳出予算額 23,018,727千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	
5 県支出金	58,842	①保険給付費等交付金	58,842
7 繰入金	89,999	・財政調整基金繰入金	89,999
合 計	148,841		

歳 出 (千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
3 国民健康保険事業 費納付金	0	0事業費納付金(一般被保険者医療給付費分)(財源振替)	①	0
9 諸支出金	148,841	・過年度補助金返納金		148,841
合 計	148,841			

第6号議案 令和5年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算の主な内容

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	介護保険一般事務	4,100千円

第7号～第13号議案 令和6年度草加市一般会計・特別会計予算

(単位 千円)

区 分		本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率(%)
一 般 会 計		89,565,000	88,426,000	1,139,000	1.3
特 別 会 計	新田西部土地区画整理事業	47,815	69,421	△ 21,606	△ 31.1
	駐 車 場 事 業	233,621	191,384	42,237	22.1
	新田駅西口土地区画整理事業	1,569,446	1,762,297	△ 192,851	△ 10.9
	国 民 健 康 保 険	22,226,697	22,870,405	△ 643,708	△ 2.8
	介 護 保 険	19,539,929	18,764,969	774,960	4.1
	後 期 高 齢 者 医 療	3,803,701	3,516,018	287,683	8.2
	小 計	47,421,209	47,174,494	246,715	0.5
合 計		136,986,209	135,600,494	1,385,715	1.0

第14号議案 令和6年度草加市水道事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率(%)	備 考
営業 収 支	営 業 収 益	4,351,200	4,351,781	△ 581	△ 0.0%	
	給水収益	3,965,500	3,994,100	△ 28,600	△ 0.7%	
	受託工事収益	9,265	7,542	1,723	22.8%	
	その他の営業収益	376,435	350,139	26,296	7.5%	
	営 業 費 用	4,617,035	4,637,358	△ 20,323	△ 0.4%	
	原水及び浄水費	2,014,969	2,161,084	△ 146,115	△ 6.8%	
	配水及び給水費	564,651	544,074	20,577	3.8%	
	受託工事費	46,247	44,245	2,002	4.5%	
	業務費	305,627	310,035	△ 4,408	△ 1.4%	
	総係費	289,078	276,282	12,796	4.6%	
	減価償却費	1,227,745	1,215,784	11,961	1.0%	
	資産減耗費	168,668	85,804	82,864	96.6%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
	営 業 利 益	△ 265,835	△ 285,577	19,742	△ 6.9%	
営業収支比率	94.2%	93.8%	0.4	—		
営業外・ 特別損 益	営業外収益	261,095	256,938	4,157	1.6%	
	営業外費用	93,437	81,841	11,596	14.2%	
	経常利益	△ 98,177	△ 110,480	12,303	△ 11.1%	
	経常収支比率	97.9%	97.7%	0.2	—	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
	特別損失	1,993	1,504	489	32.5%	
	予備費	2,000	2,000	0	0.0%	
事業収益	4,612,298	4,608,722	3,576	0.1%		
事業費用	4,714,465	4,722,703	△ 8,238	△ 0.2%		
当年度純利益	△ 102,167	△ 113,981	11,814	△ 10.4%		

※主な項目のみ記載しています

【次ページに続きます。】

2 資本の収支

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率(%)	備考
資本の収入		825,642	952,384	△ 126,742	△ 13.3%	
企業債		500,000	500,000	0	0.0%	
工事負担金		325,641	452,383	△ 126,742	△ 28.0%	
資産売却代金		1	1	0	0.0%	
資本の支出		3,734,688	3,108,486	626,202	20.1%	
建設改良費		3,551,736	2,914,011	637,725	21.9%	
企業債償還金		182,952	194,475	△ 11,523	△ 5.9%	
収支不足額		△ 2,909,046	△ 2,156,102	△ 752,944	34.9%	

3 業務状況

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	備考
給水戸数		129,600戸	128,300戸	1,300戸	
年間総給水量		25,900,000m ³	26,100,000m ³	△ 200,000m ³	
一日平均給水量		70,959m ³	71,311m ³	△ 352m ³	

第15号議案 令和6年度草加市立病院事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率	備 考
医 業 収 支	医 業 収 益	12,015,901	11,814,041	201,860	1.7%	
	入 院 収 益	7,473,569	7,399,000	74,569	1.0%	R6:76.0%、R5:76.0%
	外 来 収 益	3,830,134	3,700,639	129,495	3.5%	
	その他医業収益	712,198	714,402	△ 2,204	△0.3%	
	医 業 費 用	13,997,732	13,674,750	322,982	2.4%	
	給 与 費	7,082,281	6,758,511	323,770	4.8%	
	材 料 費	3,001,458	3,001,458	0	0.0%	
	経 費	2,935,934	2,946,568	△ 10,634	△0.4%	
	減価償却費	921,061	921,293	△ 232	△0.0%	
	資産減耗費	14,000	15,000	△ 1,000	△6.7%	
	医 業 利 益	△ 1,981,831	△ 1,860,709	△ 121,122	△6.5%	
	医業収支比率	85.8%	86.4%	△0.6%	-	
医 業 外 ・ 特 損 益	医 業 外 収 益	1,257,268	1,379,976	△ 122,708	△8.9%	
	医 業 外 費 用	467,059	472,999	△ 5,940	△1.3%	
	経 常 利 益	△ 1,191,622	△ 953,732	△ 237,890	△24.9%	
	経常収支比率	91.8%	93.3%	△1.5%	-	
	特 別 利 益	2,100	2,100	0	0.0%	
	特 別 損 失	12,244	189,276	△ 177,032	△93.5%	
	予 備 費	2,000	2,000	0	0.0%	
事 業 収 益		13,275,269	13,196,117	79,152	0.6%	
事 業 費 用		14,479,035	14,339,025	140,010	1.0%	
当 年 度 純 利 益		△ 1,203,766	△ 1,142,908	△ 60,858	△5.3%	
総 収 支 比 率		91.7%	92.0%	△0.3%	-	

※ 主な項目のみ記載しています。

【次ページに続きます。】

2 資本的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率	備考
資本的収入		350,720	351,560	△ 840	△0.2%	
企業債		0	0	0	-	
負担金		350,000	350,000	0	0.0%	
国・県補助金		200	200	0	0.0%	
固定資産売却代金		100	100	0	0.0%	
修学資金貸付金返還金		420	1,260	△ 840	△66.7%	
資本的支出		1,244,203	1,237,735	6,468	0.5%	
病院改築工事費		299,750	200,321	99,429	49.6%	
固定資産購入費		475,040	557,658	△ 82,618	△14.8%	
企業債償還金		464,373	474,716	△ 10,343	△2.2%	
修学資金貸付金(投資)		5,040	5,040	0	0.0%	
収支不足額		△ 893,483	△ 886,175	△ 7,308	△0.8%	

3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率	備考
繰入金	収益の収入(3条分)	1,250,000	1,350,000	△ 100,000	△7.4%	いずれも全額基準内繰入金
	資本的収入(4条分)	350,000	350,000	0	0.0%	同上
繰入金合計		1,600,000	1,700,000	△ 100,000	△5.9%	

4 業務状況

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	備考
入院	病床利用率	76.0%	76.0%	0.0%	
	入院延患者数	105,410人	105,700人	△ 290人	R6年度:365日、R5年度:366日
	一日平均	289人	289人	0人	
	診療単価	70,900円	70,000円	900円	
外来	外来延患者数	204,820人	205,590人	△ 770人	R6年度:266日、R5年度:267日
	一日平均	770人	770人	0人	
	診療単価	18,700円	18,000円	700円	

第16号議案 令和6年度草加市公共下水道事業会計予算

1 収益的収支

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率	備 考
営業 収 支	営業収益	3,297,564	3,316,580	△ 19,016	△ 0.6%	
	下水道使用料	2,703,228	2,705,727	△ 2,499	△ 0.1%	
	他会計負担金	593,917	610,480	△ 16,563	△ 2.7%	
	その他営業収益	419	373	46	12.3%	
	営業費用	5,404,613	5,335,409	69,204	1.3%	
	污水管渠費	303,737	274,393	29,344	10.7%	
	雨水管渠費	60,274	81,900	△ 21,626	△ 26.4%	
	雨水ポンプ場費	128,712	108,284	20,428	18.9%	
	水質規制費	7,581	7,400	181	2.4%	
	業務費	197,536	187,473	10,063	5.4%	
	総係費	220,291	201,905	18,386	9.1%	
	減価償却費	3,351,180	3,314,127	37,053	1.1%	
	資産減耗費	11,302	33,927	△ 22,625	△ 66.7%	
	流域下水道維持管理負担金	1,124,000	1,126,000	△ 2,000	△ 0.2%	
	営業利益	△ 2,107,049	△ 2,018,829	△ 88,220	△ 4.4%	
営業収支比率	61.0%	62.2%	△ 1.2	-		
営業外・特別 損益	営業外収益	2,470,937	2,494,330	△ 23,393	△ 0.9%	
	営業外費用	432,314	477,887	△ 45,573	△ 9.5%	
	経常利益	△ 68,426	△ 2,386	△ 66,040	2,767.8%	
	経常収支比率	98.8%	100.0%	△ 1.2	-	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
	特別損失	1,003	482	521	108.1%	
	予備費	500	500	0	0.0%	
事業収益	5,768,504	5,810,913	△ 42,409	△ 0.7%		
事業費用	5,838,430	5,814,278	24,152	0.4%		
当年度純利益(収益的収支差引)	△ 69,926	△ 3,365	△ 66,561	1,978.0%		

※ 主な項目のみ記載しています。

【次ページに続きます。】

2 資本の収支

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率	備考
資本の収入		2,477,164	2,760,433	△ 283,269	△ 10.3%	
受益者負担金		7,363	5,713	1,650	28.9%	
工事負担金		5,000	1	4,999	499,900.0%	
他会計負担金		76,026	91,296	△ 15,270	△ 16.7%	
補助金		630,711	744,204	△ 113,493	△ 15.3%	
企業債		923,600	1,025,900	△ 102,300	△ 10.0%	
長期貸付金返還金		1	1	0	0.0%	
出資金		834,463	893,318	△ 58,855	△ 6.6%	
資本の支出		3,907,581	4,202,499	△ 294,918	△ 7.0%	
建設改良費		1,255,939	1,458,358	△ 202,419	△ 13.9%	
企業債償還金		2,651,242	2,743,741	△ 92,499	△ 3.4%	
長期貸付金		400	400	0	0.0%	
収支不足額		△ 1,430,417	△ 1,442,066	11,649	0.8%	

3 繰入金

[単位:千円]

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	増減率	備考
繰入金	収益の収入(3条分)	1,230,637	1,283,752	△ 53,115	△ 4.1%	
	資本の収入(4条分)	1,472,700	1,546,248	△ 73,548	△ 4.8%	
繰入金合計		2,703,337	2,830,000	△ 126,663	△ 4.5%	

4 業務状況

区分	年度	令和6年度	令和5年度	比較増減	備考
水洗化世帯数(世帯)		117,500	115,500	2,000	
総汚水量(m ³)		28,100,000	28,150,000	△ 50,000	
有収水量(m ³)		24,745,000	24,845,000	△ 100,000	

第17号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用している次の条例の条文の所要の整備を行うものです。

- ①草加市監査委員に関する条例
- ②草加市公共下水道条例の設置等に関する条例
- ③草加市水道事業の設置等に関する条例
- ④草加市病院事業の設置等に関する条例

👉 所要の
整備のみ

条文中に引用している地方自治法の条ずれを整えます。
(地方自治法 第243条の2の2→第243条の2の8)

【施行期日】 令和6年4月1日から施行します。

【総務部庶務課】

第18号議案 市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

市の財政状況等に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与を減額するものです。

次のとおり、市長、副市長及び教育長の給料を減額します。

●減額する期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

●内容

区分	減額割合	減額後の給料月額
市長	30%	728,000円
副市長	10%	787,500円
教育長	5%	712,500円

【施行期日等】

公布の日から施行し、令和7年3月31日限り、失効するものとします。

【総務部職員課】

第19号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法等の一部改正に伴い、既存不適格建築物の制限緩和に係る認定の申請に対する審査手数料を新設するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

(1) 既存不適格建築物の制限緩和に係る認定審査手数料の新設

建築基準法等の改正により、既存不適格建築物（建築基準法の施行又は改正によって施行又は改正後の基準に適合しなくなった建築物）について、大規模修繕等を行う場合における接道義務・道路内建築制限の緩和に係る認定制度が創設されたため、その認定審査に対する手数料を新設します。

区分	手数料
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円
既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円

新設

※次ページに続きます。

(1) 既存不適格建築物の制限緩和に係る認定審査手数料の新設（続き）

- 【現状】 ・ 既存不適格建築物について、大規模修繕等を伴う省エネ改修を行う場合、現行基準が適用されるため省エネ改修を断念せざるを得ない。
- 【認定概要】 ・ 安全性等の確保を前提に、接道義務・道路内建築制限の遡及適用を認定取得により適用しない。

- 【想定例】 ・ 無接道敷地に建っているが、建築基準法上の道路でない利用可能な通路で建築基準法上の道路につながっている場合（接道義務の緩和）
- ・ 通行上支障がない屋根の庇（ひさし）が道路に出ている場合（道路内建築制限の緩和）

(2) 条文の所要の整備

法律の名称変更に伴い、条文中に引用する法律の名称を変更します。

(旧) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律



(新) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。

【都市整備部建築安全課】

第20号議案 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に鑑み、医療費助成金の支給の対象者を見直すものです。

(1) 介護保険施設等に入所している者に住所地特例を適用

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制度に合わせ、介護保険施設等に入所している者に対し、重度心身障害者医療費支給に係る住所地特例を適用します。

★住所地特例

介護保険、障がい福祉サービス等の支給決定において、一定の施設等に入所する者に対し、特例として当該施設に住民登録地を移す前の市町村が引き続きサービスの実施主体となる仕組み。

重度心身障害者医療費支給において、既に障害者支援施設等の住所地特例は適用しています。

★介護保険施設等

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

(2) 他の都道府県又は市町村の医療費助成を受けている者は対象外である旨の明確化

他の都道府県又は市町村が実施することも医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等の医療費などの支給を現に受けている者は、支給対象外であることを条文に明記します（現行制度においても他自治体の医療費助成制度との二重支給はありません。）。

【施行期日】

公布の日から施行します。

【健康福祉部保険年金課】

第21号議案 草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料段階の判定に用いる基準所得金額の見直し等を行うとともに、第9期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定を行うものです。

第9期計画期間（令和6～8年度）に適用する所得段階、基準所得金額、保険料率等は、次のとおりとします。

所得段階	基準所得金額	保険料率 (公費軽減込み最終乗率)	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.285	公費軽減適用
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.420 ※	
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.685	
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.870 ※	
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額	★
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.200	
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.300	
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.500	
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.700	
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	第8期市独自 400万円以上 第8期市独自 ×1.850 基準額×1.900	第9期新基準
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	第8期市独自 500万円以上 第8期市独自 ×2.000 基準額×2.100	
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.300	
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額×2.400	

※第2段階及び第4段階は、第9期の標準乗率が第8期現在の保険料率より高くなるため、現行同率に調整。

※次ページに続きます。

介護保険基準額（前ページの表における第5段階が該当）は、次のとおりとなります。

【★介護保険料基準額】 月額 **5,980円**（第8期比 +580円）
年額 **71,760円**（第8期比 +6,960円）

参考：所得段階別保険料額（年額）

所得段階	乗率	保険料年額（第8期比）	所得段階	乗率	保険料年額（第8期比）	所得段階	乗率	保険料年額（第8期比）
第1段階	0.285	20,450円(+1,010円)	第6段階	1.200	86,110円(+8,350円)	第11段階	2.100	150,690円(+21,090円)
第2段階	0.420	30,130円(+2,920円)	第7段階	1.300	93,280円(+9,040円)	第12段階	2.300	165,040円(+35,440円)
第3段階	0.685	49,150円(+3,790円)	第8段階	1.500	107,640円(+10,440円)	第13段階	2.400	172,220円(+42,620円)
第4段階	0.870	62,430円(+6,060円)	第9段階	1.700	121,990円(+11,830円)			
第5段階	基準額	71,760円(+6,960円)	第10段階	1.900	136,340円(+16,460円)	※第12,13段階は、第8期の第11段階との比較		

【施行期日等】

令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の保険料について適用します。

【健康福祉部介護保険課】

第22号議案 草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

条例

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）の一部改正に伴い、指定介護居宅介護支援等の事業における介護支援専門員の配置基準の見直し及び管理者の兼務範囲の拡大を行うとともに、身体的拘束等の制限等に係る基準を定めるものです。

※次ページに続きます。

次のとおり基準の新設・見直しを行います。主な改正：**介護支援専門員1人当たりの取扱件数を拡大（配置基準見直し）**

内 容	備考
(1) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数 を、35以下から 44以下 （情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合には 49以下 ）に拡大します。	(改正)
(2) 管理者が兼務できる事業所の範囲 について、 同一敷地内における他の事業所ではなくても差し支えないもの とします。	(改正)
(3) 作成した居宅サービス計画における各サービスの割合及び同一事業者によって提供される各サービスの割合についての説明を行うことを居宅介護支援事業者の 努力義務 とします。	(改正)
(4) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならないこと とします。また、身体的拘束等を行う場合の 記録を義務付け ます。	(新設)
(5) 居宅介護支援事業所が行うモニタリングについて、要件を設けた上で、 2月に1回、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能 とします。	(新設)
(6) 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の 重要事項 について、「書面掲示」に加え、原則として ウェブサイトに掲載することを義務付け ます。（ 1年間の経過措置を設ける こととします。）	(新設)
(7) 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体の表記を「 電磁的記録媒体 」に改めることとします。	(改正)

【施行期日等】令和6年4月1日から施行します。ただし、上記(6)に関する規定は、令和7年4月1日から施行します。

<この条例の適用を受ける事業者>

市内の指定居宅介護支援事業者 全47事業所（令和6年1月現在）

【健康福祉部介護保険課】

居宅介護支援・介護予防支援とは（次ページの条例も関係）

★居宅介護支援：介護認定 要介護1～5の人が対象

居宅介護支援は、介護保険制度において、居宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、利用者の依頼のもと、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整を行うもの。

★介護予防支援：介護認定 要支援1・2の人が対象

介護予防支援は、要支援者が適切に介護予防サービスを利用できるよう、介護予防サービス計画を作成（今回の改正で居宅介護支援でも作成できるよう拡大）し、サービス提供事業者との連絡・調整を行うもの。

第23号議案 草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業における人員基準等を見直すとともに、身体的拘束等の制限等に係る基準を定めるものです。

次のとおり基準の新設・見直しを行います。

主な改正：**指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者に係る人員基準等の新設**

内 容	備考
(1) 法令改正により、要支援認定者の介護予防サービス計画の作成を行う指定介護予防支援事業者として、これまでの地域包括支援センターに加え、 指定居宅介護支援事業者 も指定が可能となるため、その場合の指定居宅介護支援事業者の人員基準として 介護支援専門員を1以上置かなければならないもの とします。	(新設)
(2) 指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援事業者の指定を受ける際の介護支援専門員や管理者の配置の規定を追加するものです。また、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限り、 指定居宅介護支援事業所との兼務 が可能となります。	(新設)
(3) 指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して、必要に応じ市に情報提供をすることを 運営基準上に義務付け ます。	(新設)
(4) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならない こととします。また、身体的拘束等を行う場合の 記録を義務付け ます。	(新設)
(5) 介護予防支援事業所が行うモニタリングについて、要件を設けた上で、 6月に1回、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能 とします。	(新設)
(6) 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の 重要事項等 について、「書面掲示」に加え、原則として ウェブサイトに掲載することを義務付け ます。（ 1年間の経過措置を設ける こととします。）	(新設)
(7) 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体の表記を「 電磁的記録媒体 」に改めることとします。	(改正)

【施行期日】令和6年4月1日から施行します。ただし、上記(6)に関する規定は、令和7年4月1日から施行します。

<この条例の適用を受ける事業者>

市内の指定居宅介護支援事業者 全47事業所（令和6年1月現在）

市内の地域包括支援センターの設置者 全8事業所（令和6年1月現在）

第24号議案 草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業における管理者の兼務範囲を拡大するとともに、身体的拘束等の制限等、協力医療機関との連携強化等に係る基準を定めるものです。

次のとおり基準の新設・見直しを行います。

主な改正：**管理者が兼務できる範囲の拡大／身体的拘束等の制限及び適正化の措置**

内 容	備考
(1) 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること等の 協力医療機関との連携強化 を定めることとします。 (令和9年3月31日までの間は 努力義務とする経過措置 を設けることとします。)	(新設)
(2) 多機能系サービスについて、 身体的拘束等の適正化のための措置 （委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を 義務付け ます。 また、訪問系サービス、通所系サービスについて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録することを義務付け ます。 (多機能系サービスについては、令和7年3月31日までの間は 努力義務とする経過措置 を設けることとします。)	(新設)
(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策 を検討するための 委員会の設置を義務付け ます。 (令和9年3月31日までの間は 努力義務とする経過措置 を設けることとします。)	(新設)
(4) 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の 重要事項 について、「書面掲示」に加え、原則として ウェブサイトに掲載することを義務付け ます。(1年間の 経過措置 を設けることとします。)	(新設)
(5) 管理者が兼務できる事業所の範囲 について、 同一敷地内における他の事業所ではなくても差し支えないこと とします。	(改正)
(6) 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体の表記を「 電磁的記録媒体 」に 改めること とします。	(改正)

※次ページに続きます。

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。

ただし、前ページの表の(4)に関する規定は、令和7年4月1日から施行します。

＜この条例の適用を受ける事業者＞

市内の指定地域密着型事業所 全45事業所（令和6年1月現在）

【健康福祉部長寿支援課】

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスとは（次の条例も関係）

★地域密着型サービス：介護認定 要介護1～5の人が対象

★地域密着型介護予防サービス：介護認定 要支援1・2の人が対象

いずれも、介護保険制度において、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた体制で提供されるサービス。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定・監督を行います。

第25号議案 草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

条例

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（省令）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業における管理者の兼務範囲を拡大するとともに、身体的拘束等の制限等、協力医療機関との連携強化等に係る基準を定めるものです。

※次ページに続きます。

次のとおり基準の新設・見直しを行います。（指定地域密着型サービスの基準改正と同内容）

主な改正：**管理者が兼務できる範囲の拡大／身体的拘束等の制限及び適正化の措置**

内 容	備考
(1) 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること等の <u>協力医療機関との連携強化</u> に努めることとします。	(新設)
(2) 多機能系サービスについて、 <u>身体的拘束等の適正化のための措置</u> （委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付けます。 また、訪問系サービス、通所系サービスについて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等を行ってはならない</u> こととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を <u>記録することを義務付け</u> ます。 （多機能系サービスについては、 <u>令和7年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設ける</u> こととします。）	(新設)
(3) <u>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策</u> を検討するための <u>委員会の設置を義務付け</u> ます。 （ <u>令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設ける</u> こととします。）	(新設)
(4) 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の <u>重要事項</u> について、「書面掲示」に加え、原則として <u>ウェブサイトに掲載することを義務付け</u> ます。（ <u>1年間の経過措置を設ける</u> こととします。）	(新設)
(5) <u>管理者が兼務できる事業所の範囲</u> について、 <u>同一敷地内における他の事業所ではなくても差し支えない</u> こととします。	(改正)
(6) 「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体の表記を「 <u>電磁的記録媒体</u> 」に改めることとします。	(改正)

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。ただし、上記(4)に関する規定は、令和7年4月1日から施行します。

<この条例の適用を受ける事業者>

市内の指定地域密着型事業所 全20事業所（令和6年1月現在）

【健康福祉部長寿支援課】

第26号議案 草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

にぎわい創出に向けた道路空間の利活用の需要が多様化していることに鑑み、道路法施行令第7条第8号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる器具の占用料を定めるものです。

★道路法施行令第7条第8号に掲げる施設

食事施設、購買施設その他これらに類する施設（オープンカフェなど）で、歩行者利便増進道路の区間における占用を想定。

★歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）

歩行者が安全・快適に通行や滞留ができる空間の構築が可能となる道路区間のことで、道路管理者が、にぎわいのある道路空間を構築する目的で、区間を定めて指定します。草加市では、松原団地記念公園横の市道（松原三丁目3番地先）の一部を令和5年5月に指定しました。

★道路法施行令第7条第12号に掲げる器具

自転車、原動機付自転車及び二輪自転車等の駐車器具（駐輪ラック、シェアリングモビリティの専用ポートなど）

次のとおり新たに占用料を定め、占用施設の活用による魅力的なまちづくりや地域発展への貢献を図ります。

占用物件		単位	占用料	
新設 令第7条第8号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1㎡ につき1年	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	地下(トンネル の上の地下を 除く。)に設ける もの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	

【施行期日等】

令和6年6月1日から施行します。

※Aは近傍類似の土地の時価

【建設部維持補修課】

第27号議案 草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

👉 所要の
整備のみ

条文中に引用している法律の整備に伴い、法律から引用する条（引用箇所が2箇所に分かれたもので、内容は変わりません。）の整理と、引用する語句の整理を行います。

配偶者からの暴力の暴利及び被害者の保護に関する法律 第10条第1項
→第10条第1項又は第10条の2

婦人保護施設→女性自立支援施設
婦人相談所→女性相談支援センター

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。

【総合政策部資産活用課】

第28号議案 草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

水道法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

👉 所要の
整備のみ

水道法の所管省庁が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管されることに伴い、同法の引用語句を整えます。（市の事務への影響はありません。）

水道法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置



水道法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置

【施行期日】

令和6年4月1日から施行します。

【上下水道部水道営業課】

第29号議案 草加市西棟改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について

草加市西棟改修工事（機械設備工事）について、工事着手後の軽微な設計変更により工事費に減額が生じるため、請負契約の変更契約を締結しようとするものです。

【原契約の金額】 183,700,000円

【今回変更契約の金額】 180,510,000円

【今回変更による減額】 3,190,000円

【契約の相手方】 竹内セントラル・正木設備特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市氷川町2112番地6

竹内セントラル株式会社

代表取締役 前田 富夫

構 成 員 埼玉県草加市栄町三丁目9番30号

正木設備株式会社

代表取締役 正 木 薫

【総務部契約課・総合政策部庁舎建設室】

第30号議案 草加市西棟改修工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について

草加市西棟改修工事（電気設備工事）について、工事着手後、急激なインフレーションにより物価水準及び賃金水準の変動が生じたことにより、工事に対する物価、労務単価等の変動の精算が必要となることから、工事費に増額が生じるため、請負契約の変更契約を締結しようとするものです。

【原契約の金額】 208,890,000円

【今回変更契約の金額】 224,855,016円

【今回変更による増額】 15,965,016円

【契約の相手方】 埼玉県草加市金明町734番地3 アンザイビル2階

株式会社進誠 草加営業所

所長 坂田 将大

【総務部契約課・総合政策部庁舎建設室】

第31号議案 公の施設の区域外設置に関する協議について

足立区の公の施設を草加市の区域内に設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定による協議を行うに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

【足立区からの協議事項】

項目	内容
施設名称	足立区立毛長公園
設置場所（草加市の区域）	草加市瀬崎四丁目20番地先
設置目的	住民の福祉の向上のため
施設使用	公園での行為の制限、罰則、占用等の必要な事項は足立区立公園条例に基づき実施する。
経費負担	施設整備及び維持管理に要する費用は足立区が負担する。

【参考】足立区立毛長公園の全体面積等

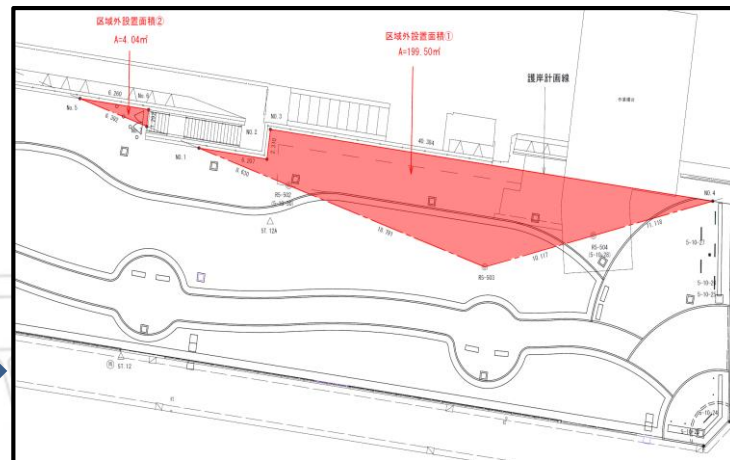
- ・設置場所
足立区花畑五丁目10番地先
草加市瀬崎四丁目20番地先
- ・公園面積
公園全体面積 15,140.94㎡
うち足立区面積 14,937.40㎡
草加市面積 203.54㎡
- ・公園施設
園路兼河川管理通路、排水施設、高木植栽

★公の施設の区域外設置

地方自治法第244条の3において、普通地方公共団体は、その区域外においても、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設（住民の福祉増進の目的でその利用に供するための施設）を設けることができるものと規定されており、その協議については、議会の議決を経なければなりません。

【参考】

草加市の区域に係る部分（概形）



＜区域外設置に関する
草加市への影響＞

足立区により草加市
区域を含めた毛長公園
の整備工事が進められ
ます。

整備に関する本市の
費用負担はありません。

【総務部庶務課】

第32号議案 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

教育委員会教育長山本好一郎氏は、令和6年3月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

【総務部職員課】

報告の概要

第1号～第3号報告 事業計画書

第1号報告 令和6年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第2号報告 令和6年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について

第3号報告 令和6年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について